

## 入館者数及び利用料金収入に関する積算根拠

### 第1 開館後5年間の入館者数の検討

本施設は、リニューアルによって新館（体験学習施設）が新築され、今後は既存館（観光情報施設）と新館を一体的に運用していくことを考えると、リニューアルにより施設規模が現状よりも大きくなると捉えることができる。また、一般的な展示・学習施設等の入館者数は、施設規模と相関関係にあり、施設規模が大きくなるのに従い、入館者数が一定程度増える傾向がある。

上記の考え方と傾向に基づいて、全国の理工系の展示・学習施設等の規模と入館者数の相関の分析から得られた回帰式をふまえつつ、本施設の特徴を加味して、リニューアル後5年間の入館者数の予測シミュレーションを行なった。

#### 1 前提条件の整理

##### (1) 既存施設（既存館）の入館者数の状況

既存施設の入館者数は、開館初年度（平成9年度）に14.0万人程度でスタートしたのち増加を続け、平成11年度には過去最大の17.7万人となった。その後は緩やかに減少して、平成14～23年度の直近10年間はほぼ10～11万人で推移しており、この10年間の平均入館者数は10.2万人であった。

一般的な展示・学習施設の入館者数は、開館初年度が最も多く、2年目から減少を続け、開館後6年目以降に、開館初年度の5割程度の数値に安定する傾向があるが、既存施設では開館3年目に最大の入館者数を記録している。これは、開館2年目の5月から試乗会が開始し、センターへの注目も高まったことによるものと思われる。

表1 既存施設の入館者数データ

（単位：人）

開館初年度（平成9年度）	ピーク年（平成11年度）	平年（直近10年間の平均値）
139,801	176,997	101,730

##### (2) リニューアルによる施設規模・構成の変化

既存館の延床面積は475㎡、新館の延床面積は2,099㎡であり、本施設の延床面積の合計はリニューアルによって現状の475㎡から、約5.4倍の2,573㎡（既存館と新館の合計面積）となる。

表2 現状とリニューアル後の施設規模・構成比較

	建物	延床面積（㎡）	主要な構成
現状	既存館	474.93	事務室、売店、展示室、展望室
リニューアル後	既存館	〃	事務室、売店、観光PRコーナー、展望室
	新館	2,098.51	事務室、展示室、講座室、シアター、見学テラス
	2館合計	2,573.44	

## 2 単年度シミュレーション

### (1) 延床面積と入館者数の相関からみる既存施設の状況

全国の理工系の展示・学習施設等 32 館のデータ分析から、延床面積と入館者数の間に一定の相関関係が見られた。この分析から得られた回帰式 ( $y = 21.081x + 13286$ ) によると、延床面積 475 m<sup>2</sup>の既存施設の入館者数は 2.3 万人となり、現状の 10.2 万人 (直近 10 年間の平均入館者数 (図 2-1 より)) が非常に高い水準であることがわかる。

### (2) 平年(開館後6年目以降)の入館者数予測

得られた回帰式に基づき、延床面積に対する入館者数の水準が非常に高いという本施設の特性を勘案して、リニューアル後の単年度の入館者数のシミュレーションを行なった。

延床面積 475 m<sup>2</sup>、入館者数実績 10.2 万人の現状数値の交点を通るように、回帰式の切片を再計算すると、 $y=21.081x+91718$  という回帰直線が得られる。リニューアル後のセンターは、延床面積の合計が 2,573 m<sup>2</sup>となることから、本施設は平年で 14.6 万人の入館者数が予測される。

H24 年度のように走行試験が全く行われない場合であっても、上記と同様な算出方法により、平年で 98,600 人の入館者数は見込むことができる。

さらに、全国の理工系の展示・学習施設のデータ分析から、リニューアル後の延床面積 2,573 m<sup>2</sup>での入館者数を推計すると、平年で 67,500 人となる。

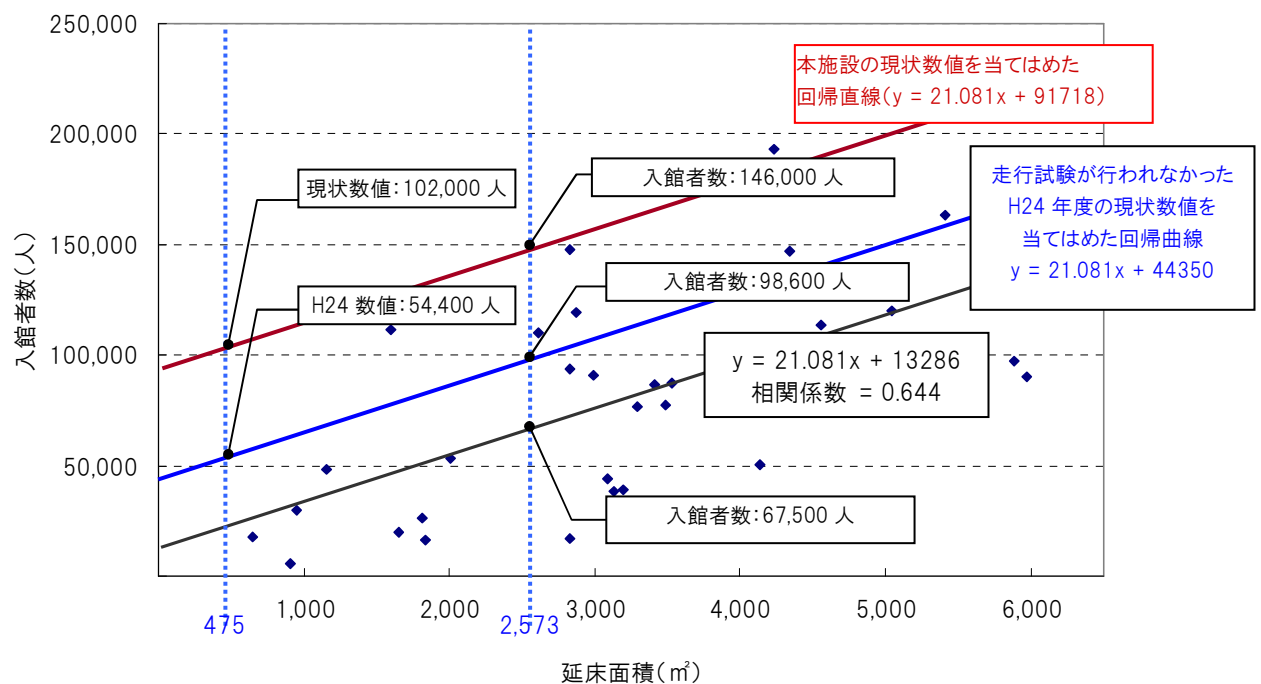


図 1 延床面積と入館者数の相関

### 3 開館後 5 年間シミュレーション

#### (1)開館初年度～6年目以降の推移の設定

一般的な展示・学習施設等の入館者数は初年度が最大で次年度以降減衰し、開館後 6 年目以降には初年度の半数程度に安定する傾向がある。しかし先に述べたように、既存施設では 2 年目の途中からリニア走行試験の試乗が始まったことで、初年度から 3 年目にかけて入館者数が増加した実績があり、今回もリニューアルオープンの約半年後から試乗が開始される可能性がある。

反面、今回のリニューアルにより展示体験装置等が充実し、走行試験や試乗の有無に関わらず、施設単独での集客力が強化されていることから、初年度にこれまで以上の入館者数が見込まれ、3 年目までは初年度の入館者数を維持することができると設定する。

4～5 年目については、既存施設の入館者数実績を参考に、初年度～3 年目までの平均入館者数に対するそれぞれの入館者数の減衰率を算定し、その数値を採用する。

開館 6 年目からは入館者数が一定の数値に安定すると想定し、直近 10 年間の平均入館者数を開館初年度～3 年目までの平均入館者数で除した値を、開館 6 年目以降の減衰率に設定した。

表 3 開館初年度～6年目以降の減衰率の算定根拠

	年度	入館者数(人)		減衰率(%)
		実績値	平均値	
開館初年度	平成 9 年度	139,809	160,739	100
2年目	平成 10 年度	165,418		100
3年目	平成 11 年度	176,997		100
4年目	平成 12 年度	129,091	129,091	80
5年目	平成 13 年度	121,077	121,077	75
6年目以降 (10 年間)	平成 14 年度	86,395	101,730	63
	平成 15 年度	111,941		
	平成 16 年度	107,607		
	平成 17 年度	109,472		
	平成 18 年度	111,019		
	平成 19 年度	98,538		
	平成 20 年度	102,986		
	平成 21 年度	105,539		
	平成 22 年度	101,506		
	平成 23 年度	82,293		

## (2)開館初年度～5年目の入館者数の算定

前項で算定した開館初年度～6年目以降の入館者数の減衰率をもとに、リニューアルオープン後の集客予測を行なった。

開館6年目以降の入館者数を、「2単年度シミュレーション(2) 平年(開館後6年目以降)の入館者数予測」で求めた平年入館者数に、減衰率をかけ合わせると、以下のように開館初年度から5年目までの各年度の入館者数が得られる。

表4 開館初年度～5年目以降の総入館者数の推計

	年度	減衰率(%)	総入館者数		新館入館者数
			通常時の実績から算出	走行試験なし時の実績から算出	類似有料施設の実績から算出
初年度	平成26年度	100	232,000	157,000	107,000
2年目	平成27年度	100	232,000	157,000	107,000
3年目	平成28年度	100	232,000	157,000	107,000
4年目	平成29年度	80	185,000	125,000	86,000
5年目	平成30年度	75	174,000	117,000	80,000
6年目以降	平成31年度	63	146,000	98,600	67,500

走行試験の実施については、指定管理者の裁量で行うことができるものではないことから、必ず行われるという想定の下、入館者数を設定するのは、指定管理者としてリスクが高すぎる。

よって、走行試験が行われなかった際の実績と同規模の類似施設の実績から入館者数を推計する。

## (3)有料入館者数の設定

センターはこれまで無料施設であったことから、表4のうち、これまでのセンターの実績から推計した入館者数は無料施設のままの場合の人数であるため、このうちの有料入館者数を推計する。

センターは既存館と新館の二つの建物から成り、既存館については無料での入館が可能となる。走行試験は既存館でも見学可能なことから、**走行試験実施時は、センターの総延床面積のうちの既存館が占める面積割合18%に基づき、総入館者数のうち18%は既存館のみの利用であると設定する。**これを差し引くと、有料施設である新館には、総入館者数のうちの82%の利用が見込める。

新館利用者数のうちの、減免対象者割合及び大人・大学生、高校生、小中学生の割合は、県内他施設の実績から求めた平均値をもとに設定した。新館利用者数に占めるそれぞれの割合は、減免対象者31.4%、大人・大学生56.0%、高校生0.3%、小中学生12.3%とした。

これらの割合を用い、各年度の有料入館者数を算出すると下表のような数値となる。

表5 有料入館者数とその内訳の設定

(単位:人)

	見学センター 総入館者数	新館利用者数 (総入館者数の 82%)	有料入館者数		
			大人・大学生 (新館利用者数の 56.0%)	高校生 (新館利用者数の 0.3%)	小中学生 (新館利用者数の 12.3%)
初年度	157,000	129,000	72,200	400	15,900
2年目	157,000	129,000	72,200	400	15,900
3年目	157,000	129,000	72,200	400	15,900
4年目	125,000	103,000	57,700	300	12,700
5年目	117,000	96,000	53,800	300	11,800

次に、有料化に伴う減少分を20%と設定する。先ほどと同様に、総入館者数のうち18%は既存館のみの利用であると設定し、併せて、新館利用者数のうちの、減免対象者割合及び大人・大学生、高校生、小中学生の割合も同様とする。これらの割合を用い、各年度の有料入館者数を算出すると下表のような数値となる。

表6 有料化に伴う減少分を考慮した有料入館者数とその内訳の設定

(単位:人)

	見学センター 総入館者数 A	総入館者数 ※有料化に伴う 減少分を考慮 B(A*0.8)	新館利用者数 ※有料化に伴う 減少分を考慮 C(B*82%)	有料入館者数		
				大人・大学生 (新館利用者数の 56.0%)	高校生 (新館利用者数の 0.3%)	小中学生 (新館利用者数の 12.3%)
初年度	157,000	126,000	103,000	57,700	300	12,700
2年目	157,000	126,000	103,000	57,700	300	12,700
3年目	157,000	126,000	103,000	57,700	300	12,700
4年目	125,000	100,000	82,000	45,900	200	10,100
5年目	117,000	94,000	77,000	43,100	200	9,500

## 第2 開館後5年間の利用料金収入の検討

### 1 利用料金制導入にあたっての考え方

#### (1) 利用料金制導入についての注意点

利用料金制導入にあたっては、初年度からの確な入館料収入の設定をすることは困難。また過去の実績からも、走行試験や試乗会などの外的要因によって入館者数が大きく左右されることが想定される。入館者数が見込みを大きく上回った場合に県の負担額を減少させること、並びに、入館者数が見込みを大きく下回った場合に、指定管理者が十分な事業展開ができなくなることを避けることから、以下のように相互のリスクの軽減を考慮した計画が必要となる。

#### (2) 新館入館者数の目標基準値の設定(1年目～2年目)

##### ① 基準収入額: 県が基準とする入館者数と入館料収入の設定

- ・ 県が基準とする入館者数を、10万人で設定。(表6参照)
- ・ 10万人を基準に、基準収入額を年額2,400万円で算定。(表8参照)

##### ② 収入見込額: 指定管理者が見込む利用料金収入額を提案

- ・ 収入見込額は、県が定める基準収入額以上の額とする。

表7 総入館者数に応じた有料入館者数の推計

見学センター 総入館者数	新館利用者数	有料入館者数			有料入館者計
		大人・大学生 (新館利用者数の 56.0%)	高校生 (新館利用者数の 0.3%)	小中学生 (新館利用者数の 12.3%)	
122,500	100,000	56,000	300	12,300	68,600
134,800	110,000	61,600	300	13,500	75,400
147,100	120,000	67,200	400	14,800	82,400
159,300	130,000	72,800	400	16,000	89,200
171,600	140,000	78,400	400	17,200	96,000
183,800	150,000	84,000	500	18,500	103,000

⇒ 基準額

表8 有料入館者数に応じた入館料収入の推計

有料入館者数	大人・大学生		高校生		小中学生		入館料収入 合計(円)	団割考慮後 入館料収入 合計(円)
	入館者数 (人)	入館料 (円)	入館者数 (人)	入館料 (円)	入館者数 (人)	入館料 (円)		
68,600	56,000	400	300	300	12,300	200	24,950,000	24,000,000
75,400	61,600		300		13,500		27,430,000	26,300,000
82,400	67,200		400		14,800		29,960,000	28,800,000
89,200	72,800		400		16,000		32,440,000	31,100,000
96,000	78,400		400		17,200		34,920,000	33,500,000
103,000	84,000		500		18,500		37,450,000	36,000,000

⇒ 基準額

割引入館率・入館料割引  
を共に2割引きで計上  
=23,952,000円  
≒**24,000,000円**

### (3) 県への還元方式の設定

- 利用料金収入額が基準収入額を超えた場合は、当該超過額の一部を県に還元する。(還元率は指定管理者選定時の提案による。)

